

2024年 2月 15日

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部

執行委員長 北 村 淳

(押印略)

JMITU愛知支部

執行委員長 平 田 英 友

(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会

分会 長 朝 倉 健 次



監視カメラについて (12)

「業務Gr. ■■■■■」氏名による、本年1月31日付「貴組合書面につきまして」と題する書面を拝受致しました。当労組要求に適った誠実なご回答及び、上記要求書に基づく団体交渉開催を再度強く要求致します。

記

- 1 上記書面も、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「業務Gr. 部長■■■■■」氏名で当労組に届いております。当労組は、「業務Gr. 部長■■■■■」氏の回答ではなく貴社代表者による、会社としての責任ある誠実なご回答を繰り返し求めているところ、貴社は一向に改めようとされません。不誠実極まりない対応であり、厳重に抗議申し上げます。
- 2 上記書面の第2段落では「これら書面にてお申し越しの団体交渉には応じかねます」と何ら理由を示されず、団交拒否を通知されています。強く抗議申し上げるとともに、貴社代表取締役尾原慶則氏の書面による謝罪と、上記書面を撤回の上、団交応諾を強く要求致します。
- 3 本件、監視カメラについて、2021年4月29日以降、常軌を逸した多数の監視カ

メラ（貴社は「簡易式カメラ」或いは「ペットカメラ」と主張）乱設に及びましたが、この「監視カメラ」の接続方法はW i - F i を介してのスマートフォンが基本であり、情報コンセント（LANケーブル用コネクタ）が設けられておらず、個人ユーザー向け（コンシューマー向け）と考えられます。

具体的には、上記「監視カメラ」と同等の機種を当労組で独自で購入し、取扱説明書に従いセットアップ実施と使用方法を確認した上で、実際に検証した結果、接続先と記録媒体はスマートフォンがメインであり、他の方法としてカメラ本体に内蔵のmicroSDを取り出してPCに接続する方法もありますが、取り扱いとしては現実的ではありません。つまりこの「監視カメラ」の接続先はスマートフォンである可能性は高く、貴社が備品としてスマートフォンを所有しているのか不明であります。何れにせよ社外に容易に持ち出せることから、個人情報漏洩の危険性も考えられるところ、当職場には相応しくないと言わなければなりません。さらに、この監視カメラは、動体感知録画、夜間対応の赤外線照射機能に加え、音声も記録できる機能を備えていることから、監視能力は極めて高く、労働者の不安や不信、或いはストレスなど看過できない代物であります。貴社の使用目的が何であれ、当労組や従業員に何の相談もなく設置されることは、断じて容認できません。

- 4 上記書面の第3段落では「早急に、現在の分会役員につきご報告ください。」と求めておられますが、当労組分会は諸事情により、分会大会を延期しております。

本年4月末を目処に定期大会を開催し、大会にて選任された分会役員を滞りなく通知致します。

- 5 当労組と致しましては、上記1～4の指摘及び、再度、当労組本年1月25日付「監視カメラについて（11）」記載の全ての項目に対するご回答を、本年2月23日（金）17時30分までに当労組分会宛為されると共に、同日までに全ての監視カメラを取り外されるよう、重ねて強く要求致します。

- 6 また、団体交渉開催なくして問題解決は到底不可能であるところ、下記日程にて開催されるよう再度強く要求致します。

（1）開催希望日

第一希望日：2024年2月27日（火）

第二希望日：2024年2月28日（水）

第三希望日：2024年2月29日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人員：地本、支部合計3名及び分会役員

傍聴参加：当労組分会組合事務所または貴社本社3階会議室で待機

(2) 議題

①貴社設置の監視カメラについて

②未解決の懸案事項

7 繰り返しになりますが、開催条件の公平性を考慮し、団交ルールが決まるまでは、当労組及び貴社の開催条件を交互に実施することを要求致します。尚、2020年9月8日及び同年9月23日、同年12月21日、2022年9月2日、同年12月27日、2023年11月24日の団体交渉は貴社開催条件で実施されている為、次回の団体交渉については当労組提案の開催条件で実施することは、当然との考えから、上記要求致します。

以 上